

せきね 知っ得! 通信

7

July

2021

社会保険労務士法人せきね事務所 せきねFP事務所
〒947-0028 小千谷市城内2-4-26 TEL0258-83-3048 FAX0258-83-3049
メール sekinekyrs@mountain.ocn.ne.jp ホームページ https://www.office-sekine.com

第130号 発行：2021年7月



来年4月以降、年金等の大きな制度改正が予定されています。
経営戦略上、個人のライフプラン上、とても重要ですのでまとめてお知らせします。

知っておくべき年金改正「被用者保険の適用拡大」

現在、規模の大きい会社のパートタイマーは社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入しなければならないことはご存知の方が多いと思います。
令和4年10月からは「従業員101人以上」、令和6年10月からは「従業員51人以上」と企業規模要件が徐々に引き下げられる予定です。



企業規模	現在	令和4年10月～	令和6年10月～
※厚生年金被保険者数	501人以上	101人以上	51人以上
右記のすべてを満たす パートタイマーは 社会保険加入が義務	週20時間以上勤務		
	月賃金8.8万円以上		
	1年以上勤務見込み	2ヵ月超勤務見込み	

パートタイマー全員が社会保険加入となると社会保険料の事業主負担の増大は必至です。
また、扶養の範囲で働いていた主婦パートの意識も変わりそうです。

知っておくべき年金改正「60歳台前半の在職老齢年金」

現在、給与との関係で年金が支給停止となる基準は60歳台前半が「28万円」、65歳以降は「47万円」となっていますが、来年4月からは「47万円に統一」されます。
＜令和4年4月からの在職老齢年金のしくみ＞



年金月額
(年金額÷12)

+

賃金月額
(過去1年の賞与÷12を含む)

-

47万円

= A

$A \times 1/2 =$ 年金停止額

60歳台前半に現役並みの給与で働いている人は、年金が全額支給停止となるケースが多く見られましたが、今後は一部支給あるいは全額支給されるようになるかもしれません。

知っておくべき年金改正「年金の繰上げ・繰下げ」

令和4年4月以降60歳になる方から、年金を早めにもらう「繰上げ支給」の減額率が1ヵ月あたり現在の0.5%から0.4%に変更となります。これにより60歳での繰上げ請求は30%減額だったのが24%の減額となります。



反対に、本来の年金受給年齢よりも遅くもらう「繰下げ支給」は、現在、最高70歳までですが、令和4年4月以降は75歳まで繰下げることが可能となります。

参考になれば幸いです。

NEWS HEADLINE

★ 8月1日より雇用継続給付の申請で通帳等の写しの添付が原則不要に

以下の申請時に必要だった「払渡希望金融機関確認書類（通帳やキャッシュカードの写し等）」の添付書類が、8月1日から原則不要になります。

ただし、手書きで申請書を作成する場合は、引き続き必要。

- 高年齢雇用継続給付金
- 育児休業給付金
- 介護休業給付金



これと併せて、高年齢雇用継続給付の手続の際、あらかじめマイナンバーを届け出ている被保険者については運転免許証等の写しを省略できます。

★ 来年1月1日より傷病手当金の支給の仕組みが変わります

傷病手当金の支給期間は、支給が開始された日から最長1年6ヶ月であり、1年6ヶ月の間に仕事に復帰し、その後再び同じ病気やケガにより仕事に就けなくなった場合でも、復帰期間も含めて1年6ヶ月をカウントします。そのため、支給開始後1年6ヶ月を超えた場合は、仕事に就くことができない場合であっても、傷病手当金は支給されません。



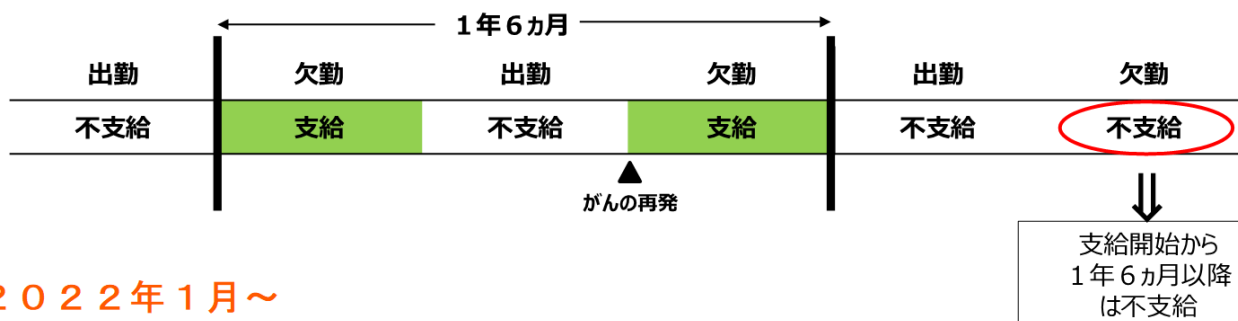
しかし、がん治療のために入退院を繰り返すなど、長期間にわたって療養のため休暇を取りながら働くケースがあること等から、2022年1月から、支給を始めた日から【支給期間を】通算して1年6ヶ月間支給されることとなりました。

給付を受ける従業員にとっては手厚い支援になりますので、支給申請時に仕組みを説明するようにしましょう。



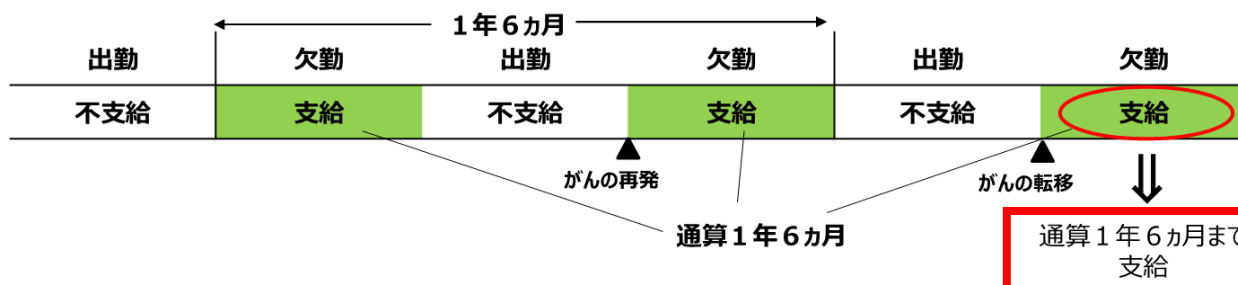
● 2021年12月まで

⇒ 支給開始から1年6ヶ月を経過する時点まで支給（1年6ヶ月後に同じ疾病が生じた場合は不支給）



◎ 2022年1月～

⇒ 支給期間を通算して、1年6ヶ月を経過した時点まで支給。



★「ワンオペ育児」に対する問題意識の高まり

令和元年度の厚生労働省の調査では、**女性の育児休業取得率 83%に対し男性は 7.48%**と、大きな差があります。こうした差が、女性が出産・育児を理由に退職したりする原因になったり、母親に家事・育児の負担が偏る、いわゆる「ワンオペ育児」を発生させたりしているといわれます。



★ 育児参加を望む男性の割合は？



一方、20~40代男女を対象に実施したアンケート調査では、**男性の育休取得について 57.4%が「許されるなら取得したい」と**回答しています。

さらに、コロナ禍により共働きの夫婦がともに自宅でテレワークを行う機会が増えたこともあり、以前にもまして育児に参加したいと考える男性が増えています。

★「ペア休」とは

このような変化を受け、**共働きの父親と母親と一緒に育児休業を取る「ペア休」**が、最近注目されています。

これは、「パパ・ママ育休プラス」という制度により、父親と母親で時期をずらして育児休業を取得し、子どもが1歳2カ月になるまで休業期間を延長するというものです。

ペア休経験者によれば、育児休業に入る前から職場で仕事を分担し、互いに支え合う雰囲気生まれ、育児休業中の家事・育児の負担を分担できたことで気持ちに余裕が持てた、などの効果を実感できたという声があります。



★ 改正育児・介護休業法では男性育休制度も創設



今国会で成立した改正育児・介護休業法では、**男性の育児休業取得促進のため、子の出生直後に取得できる、新しい育児休業制度**も設けられました。

新制度は、**2回までの分割取得が可能**で、労使協定を締結し、労働者と事業主が個別に同意している場合には休業中の就業も一定程度可能とするなど、柔軟な制度となっています。

企業において改正対応を検討するタイミングはまだ少し先となりますが、昨今の変化を踏まえると、今から育児休業を取得しやすい環境を整備しておくことは、若手人材の募集や定着を促す意味でも、効果が期待できそうです。



「気になる！」を勝手に情報発信コーナー

書籍

きぼうしゅうらく

佐藤 可奈子

香川県出身で立教大卒業後、十日町市池谷集落へ単身移住し就農した著者。一から農業を学び、様々な人と繋がり、挑戦し結婚、そして出産、子育てに奮闘する日々を描いたエッセー。新潟日報に連載されたものをまとめた書籍です。

「移住女子」として有名な方で、異次元のエネルギッシュな女性というイメージを持っていましたが、違いました。無理なダイエットばかりして自分に向き合えなかった学生時代や、慣れない農業で失敗を繰り返し悩みながら少しずつ前進する姿に心打たれます。特に妊娠中や子育てに苦悩する様子や大切な人を失う経験を描いた部分は共感の涙が止まりません。

新聞の連載をたまたま読むのと一冊の本として通読するのではかなり印象が違います。季節の移ろいやそこにある自然を描く文章表現も素晴らしく、恵まれた環境に暮らしている幸せに気づかされます。おススメの一冊です。



映画

おみおくりの作法

2015 公開

自らも孤独な生活を送る公務員のジョンは、民生係として身寄りのない人々の葬儀を執り行う仕事をしている。律儀な彼は、事務的には処理せず、亡くなった人々の身内を捜すなどに尽力し、常に死者に敬意をはらい業務にあたっていた。ところが、その非効率な仕事振りから解雇を通告されてしまう。最後の案件は、向かいのアパートで孤独死した男。

いつも以上に熱心に故人を知る人を訪ね、葬儀への参列を促すうち、心の中に変化が生じていく。

序盤、淡々とした流れに退屈感がありましたが、実はクライマックスへの布石が随所に。意外な展開にとっても驚かされます。映画通からの評価が高い作品。



今月のさぶろく

(せきね事務所の看板ねこ・4歳10ヵ月)

暑い日が続き、さぶろくさんは冷感シートの上であられもない姿で寝ています。

今年もさぶろくさんを題材に絵を描こうと全8回の市の日本画教室に通い始めました。

今回は、真下から私を見つめる姿にしたいのですが、これが結構難しい・・・。
どんな絵になるか、乞うご期待！



スケッチ



原画